

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであつてその血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る。）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ[H5N1] 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで。
	ひやくにちぜき 百日咳	特有の咳が消失するまで、また 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	ま 麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで。
	りゅうこうせいじかせんえん 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	じかせん がつかせん ぜつかせん 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	ふう 風しん（3日はしか）	発しんが消失するまで。
	すいとう 水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで。
	いんとうけつまくねつ 咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
	けっかく 結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	ずいまくえんきんせいずいまくえん 髄膜炎菌性髄膜炎	
※ただし、第二種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 ※学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。
	※その他の感染症 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎（流行性下痢嘔吐症）等	